
1028. 出港届等B

業務コード	内 容
VOT	出港届等B

1. 業務概要

「船舶基本情報登録（VBX）」業務により登録された内容に基づき、出港情報を登録し、出港届または転錨届を行う。

本業務における届出先の官庁は選択することも可能とする。

本業務により登録、訂正及び取消しを可能とする。

税関への届出の場合は、税関への出港届または転錨届の提出とする。また、乗組員氏名表、旅客氏名表の提出も可能とする。

税関以外の官庁への届出の場合は、入力された官庁への出港届を送信するとともに、入国管理局には乗組員氏名表、旅客氏名表の送信を行う。

事前通報の届出の場合は、港長への事前通報の提出を可能とする。

航路通報の届出の場合は、海上交通センターへの航路通報の提出を可能とする。

税関への届出の場合は、入力された内容に基づいて即時許可または転錨届受理とするか、許可保留とするかを判定する。

とん税等未納につき出港許可保留となった場合は、とん税等の納付が確認された後に出港許可となる。

次港が不開港につき出港許可保留となった場合は、不開港出入許可申請が許可された後に出港許可となる。

その他の出港許可保留は、税関による出港許可保留の解除が必要となる。

2. 入力者

船会社、船舶代理店

3. 制限事項

- ① 本邦入港前外国の寄港地数は最大30港とする。
- ② 本邦寄港地数（当港入港前本邦寄港地、当該港、当港出港後本邦寄港地の合計）は最大9港とする。
- ③ 乗組員は最大500人とする。
- ④ 旅客は最大500人とする。
- ⑤ 危険物は最大300品目とする。
- ⑥ 1出港届等に対する訂正は、最大99回とする。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

- ① システムに登録されている利用者であること。
- ② 登録の場合でかつ入力者が船会社の場合は、入力された船舶コードに対する船舶DB上の船舶運航者と同一会社であること。
- ③ 訂正または取消しの場合は、登録者と同一であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通仕様書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通仕様書」参照。

(3) 船舶DBチェック

登録・訂正の場合は、以下のチェックを行う。

- ①入力された船舶コードに対してVBX業務が行われていること。
- ②税関への届出の場合は、出港（予定）年月日が税関の確認登録後一定期間内であること。
- ③資格内変されていないこと。
- ④「船舶基本情報訂正（VBY）」業務により、削除されていないこと。
- ⑤入力された船舶基本情報項目が一致していること。

(4) 入港届DBチェック

税関に対する出港届の登録・訂正の場合でかつ、入港届提出番号が入力された場合は以下のチェックを行う。

- ①当該港において、とん税等非課税の旨が登録されている場合は、非課税の確認登録が行われていること。
- ②当該届出とは別の出港届（転錨届）を提出した旨が登録されていないこと。

(5) 不開港出入許可申請DBチェック

登録・訂正の場合でかつ、不開港出入許可申請番号が入力された場合は以下のチェックを行う。

- ①入力された不開港出入許可申請番号に対する不開港出入許可申請情報がシステムに存在すること。
- ②入力された船舶コードが、不開港出入許可申請DBに登録されている船舶コードと同一であること。
- ③撤回されていないこと。
- ④手作業移行されていないこと。

(6) 出港届DBチェック

(A) 訂正の場合

- ①入力された出港届提出番号に対する出港届情報がシステムに存在すること。
- ②入力者は出港届の登録を行った利用者と同一であること。
- ③本業務で登録された出港届等であること。
- ④船舶コード及び出港港コードが変更されていないこと。
- ⑤最新の出港届提出番号であること。

(B) 取消しの場合

- ①入力された出港届提出番号に対する出港届情報がシステムに存在すること。
- ②入力者は出港届の登録を行った利用者と同一であること。
- ③本業務で登録された出港届等であること。
- ④出港届に対する税関出港許可（転錨届受理）が行われていないこと。
- ⑤最新の出港届提出番号であること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。

（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照）

(2) 出港届提出番号の払出し処理

(A) 登録の場合

出港届提出番号をシステムで払い出す。

(B) 訂正の場合

出港届提出番号に対する枝番をシステムで払い出す。

(3) 届出先官署決定処理

税関への届出の場合は、出港港を管轄する税関官署を届出先官署とする。

(4) 書類提出先官署決定処理

税関への届出の場合は、出港港を管轄する税関官署を書類提出先官署とする。

ただし、書類提出先官署コードが入力された場合は、入力された官署とする。

(5) 宛先判定処理

届出の旨が入力された官庁を宛先とする。

(6) 出港許可（転錨届受理）判定処理

(A) システムで払い出された入港届提出番号が入力されなかった場合

税関への届出の場合は、出港許可保留となる。

(B) システムで払い出された入港届提出番号が入力された場合

税関への届出の場合は、入力内容及び入港届に登録されている本船の情報に基づき、出港許可または転錨届受理とするか否かを判定する。

次の寄港地	識別	判定条件	判定結果
他の開港の場合	出港届	とん税等未納状態 ^{*1*2} である	出港許可保留
		出港差止状態である	出港許可保留
		上記以外	出港許可
同一開港内の場合	転錨届	出港差止状態である	転錨届保留
		上記以外	転錨届受理
不開港の場合	出港届	とん税等未納状態 ^{*1*2} である	出港許可保留
		出港差止状態である	出港許可保留
		不開港出入許可済でない	出港許可保留
		次港が出入許可された不開港と同一でない	出港許可保留
		上記以外	出港許可

(* 1) 当該開港で資格外変された場合は、とん税等未納状態の判定処理は行わない。

(* 2) とん税等未納状態はとん税等非課税の場合を除く。

(7) 船舶DB処理

登録・訂正の場合でかつ税関への届出の場合は、入力された船舶コードに対する資格外変港情報を削除する。

(8) 入港届DB処理

税関に対する出港届の登録・訂正の場合でかつ、システムで払い出された入港届提出番号が入力された場合は、入力された入港届提出番号に対する入港届DBに対し、出港届（転錨届）を提出した旨を登録する。

(9) 不開港出入許可申請DB処理

不開港出入許可申請番号が入力された場合は以下の処理を行う。

(A) 登録の場合

入力された不開港出入許可申請番号に対する不開港出入許可申請DBに対し、システムで払い出された出港届提出番号を登録する。

(B) 訂正の場合

①出港届DBに登録されている不開港出入許可申請番号に対する、不開港出入許可申請DBに出港届提出番号が登録されている場合は、出港届提出番号を取り消す。

②不開港出入許可申請番号が入力された場合は、入力された不開港出入許可申請番号に対する不開港出入許可申請DBに対し、システムで払い出された出港届提出番号を登録する。

(C) 取消しの場合

入力された不開港出入許可申請番号に対する不開港出入許可申請DBに出港届提出番号が登録されている場合は出港届提出番号を取り消す。

(10) 出港届DB処理

(A) 登録・訂正の場合

①システムで払い出された出港届提出番号に対する出港届DBを作成する。

②入力された内容を登録する。

(B) 取消しの場合

①入力された出港届提出番号に対する出港届DBを更新する。

②当該情報の取消しが行われた旨を登録する。なお、宛先毎の取消しを可能とする。

(11) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
出港届（転锚届）提出情報	以下の条件を満たすとき、出力する (1) 税関への届出の場合 (2) 保留となった場合	入力者
出港届（転锚届）提出情報（税関用）	以下の条件を満たすとき、出力する (1) 税関への届出の場合 (2) 保留となった場合	書類提出先税関 (監視担当部門)
出港許可（転锚届受理）通知情報	以下の条件を満たすとき、出力する (1) 税関への届出の場合 (2) 出港許可または転锚届受理となった場合	入力者* ³
出港許可（転锚届受理）情報	以下の条件を満たすとき、出力する (1) 税関への届出の場合 (2) 出港許可または転锚届受理となった場合	書類提出先税関 (監視担当部門)
出港届（転锚届）訂正・取消情報	税関への出港届（転锚届）情報が訂正または取消された場合	書類提出先税関 (監視担当部門)

(* 3) 出港届業務で税関出力要表示に「Y」が入力された場合は、入力者に出力せずに書類提出先税関（監視担当部門）に出力する。（「Y」を入力する場合にはあらかじめ税関の同意を得ること。）

7. 特記事項

- (1) 税関への出港届の場合は、入力されたびょう泊（予定）年月日・時刻（至）と離岸（予定）年月日・時刻の早い方を出港（予定）年月日・時刻として出港届DBに登録する。
- (2) NACCSから関連省庁システムに情報を送信する際に、NACCSと関連省庁システム間で障害等を検出した場合は、処理結果通知にエラーを出力する。
- (3) 入国管理局への出港届の場合は、「出港届情報」、「乗組員名簿」及び「旅客名簿」をあわせて送信する。
- (4) 港長への出港届の場合は、港長に対し「出港届情報」を送信する。
- (5) 港長への事前通報の場合は、港長に対し「事前通報情報」を送信する。
- (6) 港湾管理者への出港届の場合は、港湾管理者に対し「出港届情報」を送信する。
- (7) 海上交通センターへの航路通報の場合は、海上交通センターに対し「航路通報情報」を送信する。
- (8) 船舶DB上の船舶名称切替年月日>出港（予定）年月日の場合は、訂正前船舶名称を出港届等提出時の船舶名称とする。
- (9) 税関による出港許可が行われた後の訂正の場合は、項番「5. 処理内容」の「（6）出港許可（転錨届受理）判定処理」から「（9）不開港出入許可申請DB処理」は行わない。
- (10) 書類提出先官署未入力ダイアログについて
 端末パッケージソフト利用者においては、下記の①、②を満たす場合、送信時に書類提出先官署未入力ダイアログにおいて申請先官署コードの入力を促すための機能を設ける。
 - ①税関出港届（転錨届）提出有無が提出有りの場合で、税関出港届（転錨届）提出有無以外も提出有りとしている場合。
 - ②税関以外の提出先に対応する申請先官署コードに入力がない場合。